

■住宅などに関する各種補助金制度

補助金	補助対象者 (条件を全て満たす方)	補助対象工事など	補助率・金額	受付期間・注意事項
①既存住宅改修環境整備事業補助金	・本市に住所を有する方 ・改修工事を行う住宅に居住し、所有する方 ・市税を滞納していない方	・住宅の機能の維持および向上のために行う改修(増築を含む)で、工事に要する費用(消費税などを含む)が、20万円以上の工事で、市に登録されている市内の業者に依頼する工事	補助率/20% 補助上限額/20万円	5/12(火)~22(金) *土・日曜日を除く ・受付件数は、250件程度(ただし、受付期間中に予算の範囲を超えた場合は、抽選)
②危険廃屋等解体撤去促進事業補助金	・市内に所在する危険廃屋などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを含む)が30万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事	危険廃屋/補助率3分の1で、1棟につき上限30万円 景観支障廃屋(甑島)/補助率2分の1で、上限45万円	4/20(月)~ 受付は、先着30件程度
③危険ブロック塀等解体撤去促進事業補助金	・市内に所在する危険ブロック塀などの所有者や、所有者から委任を受けた方 ・市税を滞納していない方	・工事に要する費用(消費税などを含む)が10万円以上で、解体工事の資格を持つ市内の業者に依頼する工事 ・道路などに面し、かつ高さが1m以上の危険なブロック塀などを解体撤去する工事	補助率/50% 補助上限額/20万円	4/20(月)~ 受付は、先着15件程度
④木造住宅耐震診断・改修工事補助金	・耐震診断または耐震改修工事を行う木造住宅の居住者または所有者 ・市税を滞納していない方	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て住宅、長屋および共同住宅で、2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造住宅の耐震診断または耐震改修工事	耐震診断/対象経費の3分の2以内で、上限9万円 耐震改修工事/工事に要する経費の10分の8で、上限100万円	耐震診断/4/20(月)~ 受付は、先着8棟 耐震改修工事/5/12(火)~ 受付は、先着4棟
⑤がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	・安全な所へ移転し、危険住宅を除却される方 ・前記を行い、本人または親族が金融機関からの借り入れを行って、移転先の住宅建設、購入または改修をされる方 ・市税を滞納していない方	次のいずれかに該当する危険住宅に、本人または親族が継続して居住していること ・がけ上・がけ下に建っている昭和46年8月31日以前に建築された住宅 ・急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害特別警戒区域内に建つ住宅 *防災工事が完了している場合は対象外	危険住宅の除却費/上限額97万5千円(実費補助) 安全な住宅の建設、購入および改修、土地取得および敷地造成に伴う借入に係る利息額/ ・建設、購入および改修上限額/465万円 ・土地取得上限額/206万円 ・敷地造成上限額/60万8千円(利息補給)	随時 *予算の調整が必要となりますので、移転を実施する前の年度の9月末日までにご相談ください。

*補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て
*①については、5/12(火)~14(木)に限り、川内文化ホール2階第3会議室(9:30~17:00)で受け付けます。
*いずれの補助金についても、交付決定前に工事などの事業に着手した場合は、補助金は交付されません。
*詳細については、市ホームページ上で確認するか、問い合わせください。
事前相談・受付・問合せ/本庁建築住宅課建築指導G(☎3642・3643)

SATSUMASENDAI INFORMATION

ペタンク交流大会

時/5月16日(土)9時~
*受け付けは8時30分~
所/野間島公園(中郷一丁目)
*雨天時は、育英地区コミュニティセンター(中郷三丁目)
内容/手軽さと奥深さを持つニュースポーツ「ペタンク」を通じた高齢者や地域の方との交流参加料/1人300円(保険料を含む)
申込締切/5月8日(金)必着
申込方法/電話
浅井市レクリエーション協会
☎090(8221)8517

ソフトボール教室参加者

時・所/
▼4月25日(土)19時~21時
御陵下公園野球場(雨天の場合、サンドームせんだい)
▼4月26日(日)10時~12時
サンドームせんだい
対象/
▼4月25日/一般男子、壮年、地域体育協会関係者
▼4月26日/小学生、中学生女子、高校生女子、一般女子
内容/スローピッチソフトボール
準備する物/グローブ、バット
*お持ちでない方のために主催

者側でも準備します。
*参加無料

申込方法/直接、電話

問/市ソフトボール協会 茶井 ちやん
☎090(2506)3680

相談

治療と仕事のための
両立支援無料相談窓口
【要予約】

時/毎月第4木曜日13時~15時
*祝日は休み
所/医師会立市民病院
相談員/鹿児島産業保健総合支援センター両立支援促進員(社会保険労務士など)
内容/治療と仕事を両立するために利用できる制度や傷病手当金などの社会保険の手続き、退職や復職の相談など
対象/働きながら、がん、脳血管疾患、難病などの治療を受けている方やそのご家族、事業場担当者など(他病院を受診している方も相談可)
申込方法/電話
問/医師会立市民病院 患者サポートセンター
☎(22)1111

お知らせ

スポーツ安全保険への加入

スポーツ安全保険は、スポーツやボランティア活動中に発生した事故に対して補償する制度です。万が一に備えてぜひご加入ください。
保険期間/4月1日~翌年3月31日
*4月1日以降に掛け金を納入した場合、掛け金納入の翌日~翌年3月31日
対象/スポーツ・文化・ボランティア活動などを行う4人以上の団体やグループ
申込方法/本庁スポーツ課、各支所、サンアリーナせんだいなどに備え付けの申込書に必要事項を明記の上、鹿児島銀行が郵便局の窓口で申し込み
*インターネットでの申し込みもできます。
*詳しくはスポーツ安全協会ホームページをご確認ください。
問/本庁スポーツ課スポーツコミッションG(☎5435)



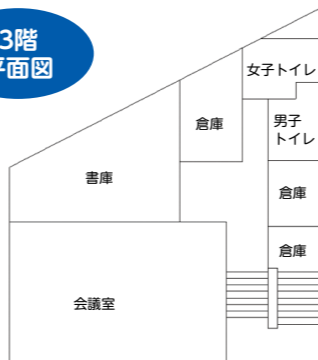
▲スポーツ安全協会 HP

5月から樋脇支所を仮移転します

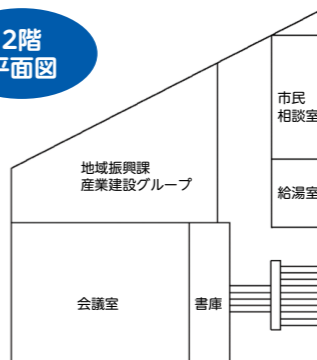
樋脇支所庁舎は、建築から61年が経過し、老朽化により庁舎の劣化が著しく、また耐震補強工事が未実施のため、5月7日から樋脇支所別館に仮移転します。
支所の業務については、別館でこれまでと同様にいきます。支所各グループの配置は次のとおりとなります。
問/本庁財産活用推進課財産管理G(☎4751)



3階平面図



2階平面図



1階平面図

